

台湾における社区総体营造政策の事業実施体制の変化と特徴

文化建設委員会の事業を事例として

誌名	農村計画学会誌 = Journal of Rural Planning Association
ISSN	09129731
著者名	王,忠融 九鬼,康彰 星野,敏 橋本,禅
発行元	農村計画学会
巻/号	30巻
巻号補足	論文特集号
掲載ページ	p. 363-368
発行年月	2011年11月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター

Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



台湾における社区総体营造政策の事業実施体制の変化と特徴

文化建設委員会の事業を事例として

Characteristics of Changes in the Implementation Structure of Community Development Policy in Taiwan

Analysis of the Projects Administered by the Council for Cultural Affairs

王 忠融* 九鬼康彰* 星野 敏* 橋本 禅*

Chung-jung WANG*, Yasuaki KUKI*, Satoshi HOSHINO* and Shizuka HASHIMOTO*

(*京都大学大学院農学研究科)

(*Graduate School of Agriculture, Kyoto University)

I 研究の背景

台湾におけるまちづくりが始まった1960年代初頭は、トップダウンでの道路や橋の修繕、上下水道整備等のインフラ整備が中心であったが、1970～80年代の過剰な開発に伴う反公害運動の高まりや1987年の戒厳令解除以降における民主化の進展と相まって、1990年代以降はボトムアップによる生活環境等の整備に重点をおいた住民活動へと変化してきた。これが現在、社区^{注1)}营造と呼ばれる参加型まちづくりで、社区が行政や支援者と協働で行うのが一般的である。

この参加型まちづくり発展の契機となったのが1994年10月に始まった社区総体营造政策^{注2)}である。社区総体营造という概念を提唱した文化建設委員会（以下、文建会）^{注3)}によると政策の基本方針は、①社区の特性を踏まえ、それまでのトップダウンの政策モードを社区のニーズに対応するボトムアップに転換させること、②社区の創意工夫を促し、大量の資源（資金、人材など）が社区に流入しやすくすること、③政府と社区は分担しながら協力する「パートナーシップ」関係にあること、④政府が計画の内容や実行組織、方法を決定せず、社区が自由に提案したプロジェクトの創造性と実行可能性を判断して補助金を交付すること、の4つであった¹⁾。その後、他の省庁や地方政府でも各種の社区营造に関する政策が打ち出され、今日に至っている²⁾。

近年、政府は社区へのエンパワーメントをより重視する傾向にあり、参加型まちづくりの手法を過疎高齢化が深刻な農村地域でも推進するために農村再生条例を2010年8月に施行するなど、社区を主体とする地域活性化への期待は大きい。このように今後も台湾では社区营造が政策の重要な地位を占めるとみられるが、その推進を農村地域でも図るためにはこれまでの事業の実施体制を検討し、農村再生条例に基づく社区营造に反映させることが必要な段階に来ている。

II 研究の目的

台湾の社区総体营造に関する日本の既往研究には、社区营造センター³⁾や社区計画師⁴⁾など、政策推進の支援制度の実態を扱ったものや、1999年の震災からの復興に関するものがみられる。一方、台湾では社区营造の経緯と定義に関する基礎研究や、新故郷社区营造計画など特定の事業に関する研究、社区营造条例に関する研究などが行われている⁵⁾。

しかし社区营造に関する政策を俯瞰的に整理した研究は見られない。そこで、本研究では1995年以降の社区総体营造政策の事業を対象にその実施体制の変遷を把握し、特徴を明らかにすることを目的とする。台湾のまちづくり政策を検討することは、同じくコミュニティ再生をキーワードとする日本のまちづくりにも示唆に富むものと考えられる。なお先述のように、社区营造に関する政策の担当省庁は多岐にわたるが、その中でも文建会は社区総体营造の概念を最初に提唱した省庁であることから、本研究では文建会が関係する19事業（表1）を対象とする。

III 研究の方法

研究は以下の手順で行った。最初に、台湾における社区营造の歴史及び文建会が実施した社区総体营造政策に関する文献を収集した。次に、2010年6月17日と9月21日に文建会の社区総体营造政策の担当職員^{注4)}に対して聞き取り調査と行政資料の収集を行い、政策の実行プロセスやその下で進められた事業目的、実績等の整理を行った。さらに社区総体营造政策に基づく19事業に関する資料から、事業別にその実施に関わる行政機関等の関係を図化し、社区营造の実施体制の変化を追った。最後に、実施体制の変化から政策の推進にとって重要な要素を抽出し、政策の特徴を明らかにした。

表1 本研究で対象とする19事業の概要

Table 1 Outline of 19 projects based on the community development policy

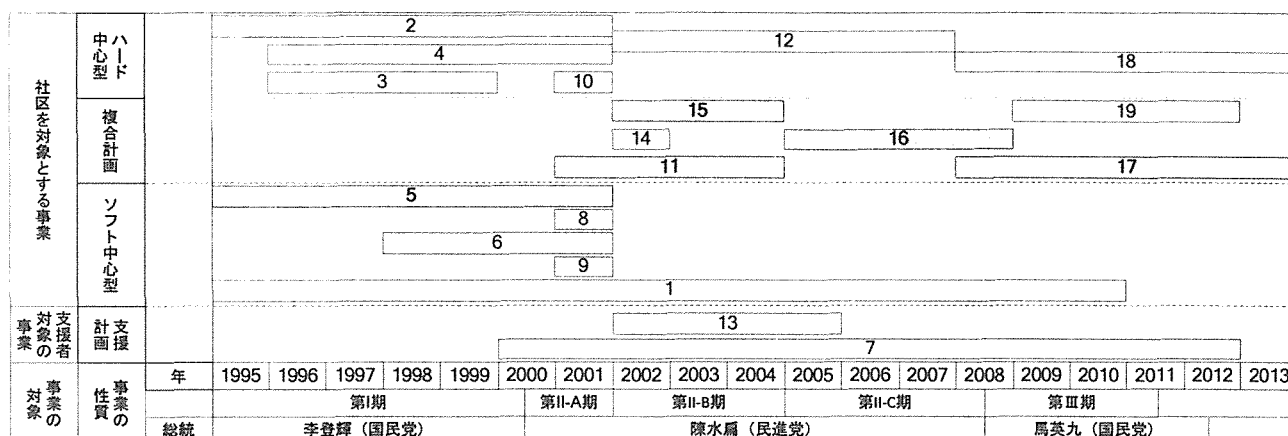
番号	事業名称(上:原文,下:和訳)	予算(台湾元) ^{6) 7)}	内容
1	社区総体營造奨助須知補助計画 まちづくり補助金計画 ^{8) 9) 10)}	5,244万 (2004年まで)	文建会から社区あたり20万円が支給され、計画を実行する流れになっている。毎年各社区は最大3つの計画を申請できる。計画の種類は社区映像記録や地域文化と歴史、地域の文学と伝記、社区の学習活動、地域の手工芸、表現芸術と音楽、環境と生態保全活動、文化財保護、地域の産業振興など様々である。
2	充実郷鎮展演施設計画 ^{9) 10) 11)} 地域文化芸術施設設計計画	9億	事業の目的は都市化に伴う農村地域の文化芸術の施設不足の解決である。毎年、県や市が一つか二つの現有建造物を候補として文建会に通報し、現地視察後、郷や鎮公所と協力しつつ現有建造物を改造する事業である。また、芸術や文化活動に必要な設備(照明、音響システムなど)と維持の費用も含めている。
3	輔導美化地方伝統文化建築空間計画 ^{6) 9) 10) 11)} 歴史的な建築物の保存維持計画	3億3,260万	背景には重要文化財とは認定されない伝統建物が廃棄された事例が多いという問題がある。事業目的は社区内の伝統文化建築物と空間への住民の関心を高めることである。事業では文建会が地方自治体と協力し、社区内の伝統文化空間と既存建物を整備、修復する。1年目は特に住民参画の期間で、組織と共同意識を醸成する。
4	輔導縣市主題展示館之設立及文物館 蔵充実計画 ^{9) 10) 11)} テーマ博物館建設と館蔵充実計画	7億1,850万	既存のあるいは未利用の建物を地域の産業や文化、人物、歴史などをテーマに改築し、地域博物館のような施設を作るものである。施設の展示内容と展示品の充実は含む。事業目的は地域の産業と文化をアピールし、住民が地域アイデンティティを感じることである。約38地域でテーマ展示館が整備された。
5	社区文化活動発展計画 ^{9) 10) 11)} 地域文化活動発展計画	5億5,420万	主な内容は社区総体營造の基本概念をアピールし、全国で講演会やフォーラムなどを行い、社区総体營造に携わる人材を養成する。対象は地方文史工作室の役員、地方自治体の行政職員、社区住民、学生などで、初心者向けからプロフェッショナルまで3つのレベルに分けて行われた。
6	地方文化産業振興計画 ^{9) 11)} 地方伝統文化産業振興計画	8,460万	「文化を産業化する、産業を文化化する」という社区総体營造の政策をアピールするため、地域産業と地域特有の文化を結びつけ、地域の特産品のイメージアップを図る事業である。具体的には、文化センターあるいは文化局が地域の特色ある産業を選び、新たな特産品を創出あるいは既存特産品のイメージアップを図る。
7	文化服務替代役之訓練及運用計画 ^{9) 11)} まちづくり、文化財保護代替兵役訓練 と運用計画	1億3,300万 (2006-2011年)	社区の人材不足、高齢化を背景に、ボランティア活動に熱意を抱く後備役の軍人たちを2週間社区総体營造に関する訓練を施した後で各地の社区に送り込んだ事業である。彼らは建築、環境、文化財、博物館学、農学などを修めた大学生で、社区の計画のサポートや様々な地域活動への参加を行った。これを通して社区総体營造の理念のアピールや社区の人材養成、各社区の資源の整合などが期待された。
8	社区文化再造計画 ^{9) 10) 11)} 地域文化再造計画	1億5,000万	事業目的は社区文化活動発展計画(5)と同じく社区総体營造の理念をアピールすることで、内容は社区総体營造の人材養成、社区營造の経験知を交流させることである。実施は社区文化活動発展計画と違って県、市を単位に行い、文建会が各県、市をサポートしながら指導する。人材養成事業には「自治体の行政職員と社区の行政担当人材養成」、「大学生対象の社区総体營造ワークショップ」など4種類あり、約1900人が受講した。
9	文化産業之発展及振興計画 ^{9) 10) 11)} 伝統文化産業の発展と復興計画	6,000万	事業内容と目的は地方文化産業振興計画(6)とほぼ同じ。地域の文化を再認識し、地域の特産品を新たに作り出すあるいは既存特産品のイメージアップを図る事業である。約40地域で実施された。
10	社区環境改造計画 ^{9) 10) 11)} 地域環境改善計画	1億4,000万	内容は社区内の公共空間の活性化、地域の景観改善、地域特色の発見、社区のガイドシステム(案内図、案内標識等)の作成、空間改善の人材養成と経験交流などである。住民参加で課題を話し合い、空間と景観改善、活性化などの計画を立てた。合計23の社区が本事業を実施した。
11	行政院社区総体營造計画心点子創意 徵選活動 ^{6) 9) 11)} まちづくり新発想募集計画	1億5,330万	社区総体營造は中央省庁が別々に行う体制だったが、資源の整合と社区の複数機関への申請を避けるため、この事業から社区総体營造の担当行政機関を整合し、社区は単一の窓口申請し、計画を行う体制になった。事業は「1年目計画、3年間実行」という4年計画で1年目は社区の生活環境や景観について計画を立て、2年目から3年間は工事、活動、イベントなどを行う。1年目の費用は文建会が負担し、2~4年目の費用は内政部營建署が負担した。2001年は69社区が申請、50社区が採択され、48社区が計画を策定、実行期前の審査により14社区が3年間の実施を認められた。
12	地方文化館計画 ^{9) 11)} 地域博物館計画	36億9,600万	社区内で未利用のあるいは歴史的価値のある建物を再利用するため、各自治体やNGOなどをサポートし、地域博物館を作る事業。充実郷鎮展演施設計画(2)と輔導縣市主題展示館之設立及文物館蔵充実計画(4)を基に再計画されたものである。2006年まで約259地域博物館が補助金を得て事業を行った。
13	專業工作團隊人才培力計画一分区社 造中心 ^{9) 11)} 支援団体による人材育成計画—まち づくりセンター計画	1億4,280万 (2004年まで)	この事業は集集大地震の被災地と非被災地をそれぞれ4つに分けて、各区に「被災地社区營造センター」と「非被災地社区營造センター」を設けた。8つの社区營造センターがコミュニティ再生の核となる社区及び社区營造員をそれぞれ15(合計120)選出し、育成することによって、周辺地域のまちづくり活動を活性化させることを目的としている。またまちづくり活動を行っている専門家の支援、地域文化や資源を活用するネットワークの構築なども行い、持続的なまちづくりの展開を目指している。76社区が事業に参加した。
14	三合一社区総体營造計画 ^{9) 11)} 三事業統合まちづくり計画	7,800万	社区文化再造計画(8)と社区環境改造計画(9)、文化産業之発展及振興計画(10)を合併したもので、事業内容は上記3つの事業と同じ。
15	新故郷社区營造計画 ^{6) 9) 10) 11)} 新しい故郷まちづくり計画	10億4,860万 (文建会のみ)	2008年の国家計画の中で社区營造が新たな時代に向かって推進する10大重点投資計画の1つに位置づけられたのを受け、7つの方向を目的とする事業。第1は「台湾社区營造の推進組織」で、社区營造に関する人材養成、社区組織の強化とモデルチェンジ、ボトムアップ政策に関する行政システム改革である。第2は「内発的地域産業活性化」、第3は「社区景観營造」、第4は「文化資源の活性化」で地域文化館の充実や地方文化資源等の開発、人材養成を行った。第5は「先住民新部落運動」で先住民の文化の保存と持続的な発展を行い、第6は「新客家運動」で客家民族の文化振興と保存を行った。第7は「健康と福祉計画」である。
16	健康社區六星計畫 ^{6) 10)} 6つのテーマ別計画	13億1,939万 (文建会のみ)	新故郷社区營造計画の体制(15)を基に、産業発展、社会福祉医療、社区治安、人文教育、環境景観、環境保護生態の6つの方向を目的とする大型事業。社区の多面的な発展を促進するため、社区の自己診断を奨励し、社区の将来像を作成させた。担当したのは12の政府機関で62の事業が含まれた。新故郷社区營造計画の内容と比べると、社区治安と社会福祉医療が追加された分野である。
17	新故郷社区營造第二期計画 ¹²⁾ 新しい故郷づくり計画—第二期	18億2,400万	2008年に文建会が打ち出した事業の一つ。中には3つの計画がある。一つはボトムアップ政策に関する行政システム改革で、各県、市に社区營造センターと地方自治体の社区營造推進委員会を作り、モデル社区營造活動、行政職員と社区組織の人材養成訓練、社区營造に関する出版物の作成を行った。次は社区文化深耕計画で、社区に関する歴史、映像記録、社区をテーマにする劇団、伝統技術の保存などが行われた。最後は社区新機軸実験計画で、社区の観光振興、地域特産品の向上、地域文化の発展などが目指された。
18	地方文化館第二期計画 ¹³⁾ 地域博物館計画—第二期	30億	地方文化館計画(12)の継続事業。異なるのは、第一期は点としての博物館に着目していたのに対し地域文化生活圏という面に着目したことである。事業は5つに分かれ、一つは第一期の地方博物館の整備、二つは各県や市の文化施設を中心として地域文化生活圏を作ること、三つは各地域の同じテーマの文化施設でネットワークを作る計画である。四つは博物館経営人材養成で、最後は宣伝とマーケティング戦略である。
19	社区組織重建計画暨專業團隊及社区 陪伴計画 ¹⁴⁾ 地域組織重建計画と支援組織計画	3,500万	2009年8月8日に台風8号にもたらされた台湾南部で過去50年間で最悪とも言われる災害(八八水災)の被災地域での災害復興を目指す事業。「社区再建計画」と「社区營造員」からなり、「社区再建計画」は社区組織の整備、社区文化と歴史の再建と保存、再建に関する出版物、宣伝物などの製作、地域特性の景観美化、再建過程の映像記録、被害後の社区地図作成などを行っている。「社区營造員」とは地元住民が社区營造員として社区総体營造の人材養成を受けながら社区再建計画のサポーターになるものである。

注) 網掛けした5つの事業は、社区総体營造政策における代表的な事業を指す。

1 対象事業の分類

IV 分析

文建会が1995年から2010年の間に実施した19の事業の実施期間を図1に示す。事業はその対象者によって社



注) 数字は表1の番号と一致。また灰色は代表的な事業を表す。

図1 対象とする19事業の分類と各事業の実施期間

Fig.1 Classification results by objects, purposes and periods of 19 projects

区と支援者^{注5)}を対象とする事業に分けられ、またその内容からハード中心型とソフト中心型、複合計画^{注6)}、支援計画の4つに分類できた。次に19の事業をその内容、規模、政権党の交代、文献での記載頻度などを元に、以下に述べる事情も考慮して3つの期(第I～III期)に分け、各期における代表的な事業を決定した(図1)。

文建会への聞き取り調査によると、事業の内容に影響する最大の原因は文建会の主任委員と政務委員^{注7)}にある。また2つのポストの任命権は総統にある。したがって、総統(政権党)が替われば政策の内容も変わるようになる。対象期間中に政権は3回替わったことから、政権交代を基準にすると当該期間は3つに分けられる。

また第II期には新しく9つの事業が開始された。この時期は後述するように、事業によって実施体制の差が大きい。そのため第II期の各事業の規模や文献の記載頻度で代表的な事業を決定し、それらの実施期間に従って3つの期(第II-A^{注8)}、II-B、II-C期)に細分化した。

2 事業実施の基本構造

19の事業の実施体制を図化した結果、社区総体营造の事業の実施は、全期間を通して基本的に図2に示すように行政機関と社区支援システム^{注9)}、社区の3者で行われていることが分かった。また行政機関は大きく、中央政府と地方自治体の二層構造であった。

社区総体营造の事業に関する予算の流れをみると、予算はまず文建会から各県や市の文化局^{注10)}に配分される。次に文化局で予算が細分され、事業に申請した社区に配分される。一方事業の実施過程をみると、文建会が主な事業計画と予算を策定し、文化局に通知する。各文化局はそれを社区に伝え、興味を持った社区は計画案を作成して直接文建会、または各地の文化局に申請する。文建会では申請をまとめ、審査により事業採択の社区を選定し、作成した計画が実施される運びになっている。

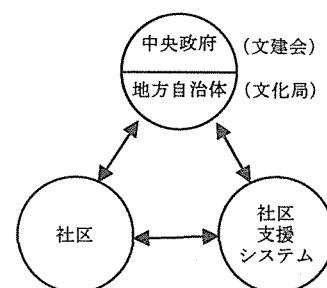


図2 全事業に共通する実施体制

Fig.2 Common operation system in community development policy

社区の支援システムは事業番号7や13(表1参照)のように、多様な社区のサポート団体への援助やサービスを提供する事業に沿って整備されている。社区の支援システムに関する事業の実施過程は通常、文建会や文化局が入札を募り、落札した組織が当該事業の要綱にしたがって社区をサポートすることになっている。

3 実施体制における変化

全事業の実施体制を整理した結果、図2に示す基本構造のうち、中央政府と社区支援システム内での実施体制は対象期間中に変化が生じていることが分かった。そこで本節では中央政府と支援システムに分けて、その変化の詳細を見ることにする。

(1) 中央政府内での統合組織の変化

蘇¹⁵⁾は社区营造政策に関連する様々な分野の事業が省庁ごとに個別に行われるため、省庁間の連携不足が問題であることを指摘している。そこでまず、解決策の一つとなる省庁を跨ぐ統合組織の有無に着目し、その変遷を追うとともに、社区が計画案を申請する窓口の変化についても検討した。事業への応募のしやすさは政策の推進に大きな影響を及ぼすからである。

社区総体营造が始まった当初は、各省庁が個別に事業を所管していた。しかしその後各省庁で社区総体营造に

関する事業が増えてきたことで、政策に対する省庁間および中央政府と地方自治体間の積極性に差が生じたり¹⁵⁾、省庁間のコミュニケーションの欠如、さらには中央政府機関を跨いだ調整力の必要性の顕在化¹⁶⁾、中央政府と地方自治体の連携不足による複雑な手続きを原因とする行政と社区それぞれの時間と資源の浪費¹⁵⁾といった問題が発生したため、中央政府内に各省庁を跨ぐ統合組織(プロジェクトチーム)を設けるアイデアが出された。

対象期間の社区総体营造事業における統合組織の変化(図3)をみると、第Ⅰ期と第Ⅲ期には統合組織は存在しておらず、第Ⅱ期だけにみられる。初めて設けられたのは第Ⅱ-A期の心点子创意徵選活動計画(番号11)である。名称は「行政院社区総体营造推進協調委員会」で、委員会の下には「行政院社区総体营造推進と協調組」という実行組織が設けられた。委員会は各省庁のトップで構成されるが実行組織は各省庁の職員から構成され、ここが関係省庁との調整を図り、加えて文建会が事務局機能を持ち、実質的な取りまとめを行った。事業の主な計画は文建会が行い、他省庁が支援する形を採った。

第Ⅱ-B期の代表的な事業である新故郷社区营造計画(番号15)でも省庁間の連携を重視したため、前期と同じ体制が引き継がれた。またこの事業で初めて各省庁の単独事業が統合され、総合的な大型事業に変わった。社区は要望に適した事業を選び、申請を行う形式になっている。さらに第Ⅱ-C期に入ると、健康社区六星計画(番号16)でも同じ体制が引き継がれるとともに第Ⅱ-B期より多くの行政機関が加わった。前期までとの違いは、統合組織内に6つのテーマごとの責任省庁の事務局が設け

られた点である。それらは各テーマ内での調整機関の役割を果たした。

しかし第Ⅲ期、つまり政権交代した国民党下での文建会には元々多元的、かつ複数省庁が実施している社区総体营造政策を整合させる考えはなく、統合組織は健康社区六星計画の終了に伴い解消された。新故郷社区营造第二期計画(番号17)は交代前に提出された文建会単独の事業であり、与党の提案による新規事業はまだない^{注11)}。健康社区六星計画以降、各省庁を跨ぐ大型事業がなくなったことから、統合組織の設置以前と同じ問題が再び起こっているおそれが指摘できる。

(2) 統合組織の長所

最初に述べたように社区総体营造政策の基本方針はトップダウンからボトムアップへの転換であった。そのため聞き取り調査によると、統合組織は各事業の内容と実施方式を定期的に検討して修正する、すなわち監督の役割を果たし、文建会以外の省庁もボトムアップ型の事業をデザインできることに貢献した。また委員会と実行組織は2ヶ月に1回会議を開くことで省庁が互いの事業趣旨を理解し、事業実施のノウハウを共有し、課題の検証機会を持つことができた¹⁷⁾。さらに統合組織の監督機能は、予算的な統合はできないが事業の趣旨が似通った複数省庁の事業を統合できる利点もあることが聞き取り調査から明らかになった。これにより、事業規模は変えずに事業数が減るため、社区がニーズに即した事業を見つけやすくなる。同じく統合組織ができたことにより、事業に関する相談窓口が一本化されたことも社区のニーズに適した事業を紹介できる¹⁷⁾ため、長所と言える。

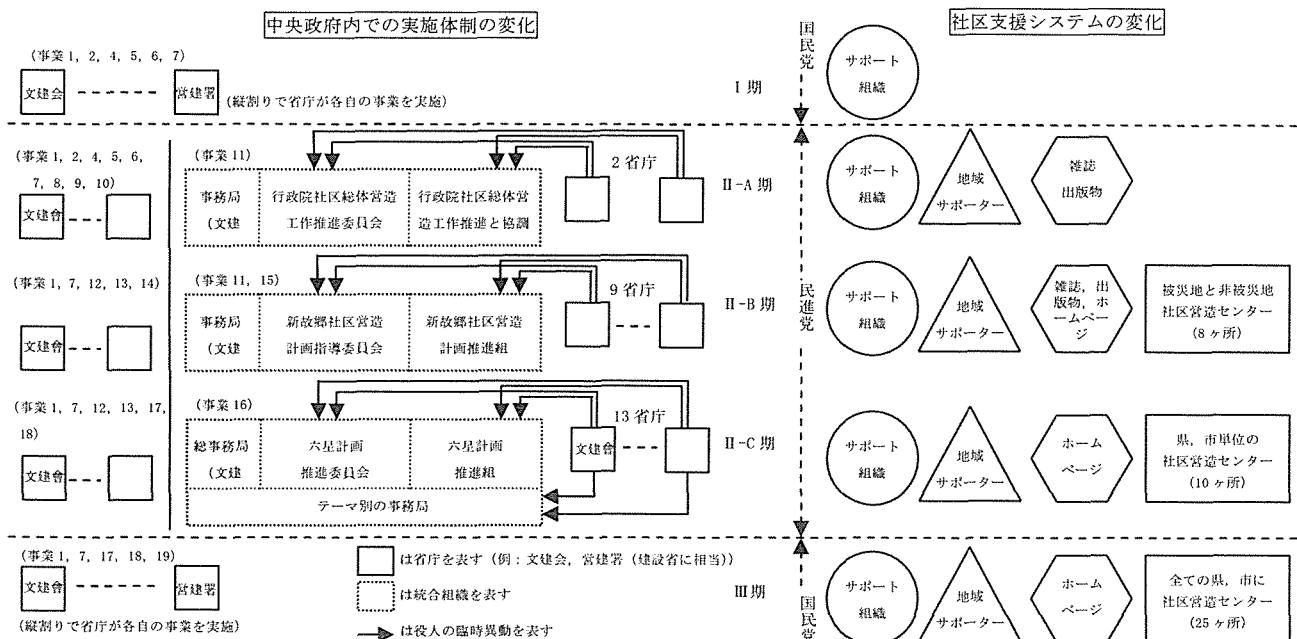


図3 中央政府内での実施体制及び社区支援システムの時期別変化
Fig.3 Change in the central government's operation systems and support systems

(3) 計画の申請窓口の変化

社区総体營造政策の当初の申請手続きは、聞き取り調査によると地方自治体が窓口になっていた。しかし社区と地方自治体の関係が良好でない場合は社区が申請に消極的になり、社区総体營造政策の推進に悪影響を及ぼすおそれがあったため、社区総体營造奨助須知補助計画(番号 1) では他と違い、直接文建会への申請も可能とされた。ここで社区發展協会の登録数の推移を見ると、1996 年に 4161 だったのが 2000 年には 5468 と 31.4%も第Ⅰ期に増加した。続く第Ⅱ期が 17.2%、第Ⅲ期が 1.7%であるのに比べると、第Ⅰ期に事業に参加した社区の数が大きく伸びており、申請窓口を中央政府と地方自治体に複線化した効果がうかがえる。

しかし、地方自治体にはまだ関係部局が連携した窓口はない。そのため社区が計画を申請するには各テーマに合った部局の窓口を通じ、省庁ごとに異なる手続きを行わねばならず、申請過程の複雑さは解消されていない。

(4) 社区支援システムの変化

(i) 地域サポーター

2000 年に始まった文化服務替代役之訓練及運用計画(番号 7) では、訓練を受けた軍人が直接社区に派遣される支援システムが取り入れられた。聞き取り調査によれば、年間約 520 名の軍人、特に農学や建築、土木、社会学等を修めた大学生が選ばれて訓練を受けた後、県や市の文化局、一部は直接社区にも派遣されている。その支援内容は社区の計画案の作成や実施事業の出役、行政への対応事務、行政と社区の間の調整など多岐にわたる。

その他、第Ⅱ-B 期の專業工作團隊人才培力計画(番号 13) と第Ⅱ-C 期の社区組織重建計画暨專業團隊及社区陪伴計画(番号 19) をきっかけとする「社区營造員」という制度もある。これは社区から推薦されたまちづくりに関心を持つ者(社区組織の理事や PTA 役員等)³⁾が計画の作成や実施の支援を行えるように育成する制度である。

(ii) 情報発信と共有

社区総体營造の事業は社区が自ら申請を行い、助成を勝ち取る制度なので、事業の情報収集は重要である。これを支援するため、1999 年に社区營造に関する雑誌の刊行が始まった。例をあげると、文建会と社区營造学会が出版する「新故郷」には社区營造の成功事例や経験者の交流広場、基本理念の宣伝等が掲載され、文建会と社区營造協会による「跨越」には、各省庁の事業内容やモデル地域の事例、各地のイベントなどが掲載された。

その後第Ⅱ-B 期には新故郷社区營造計画の一環として中央政府が「社区通」という情報プラットフォームをインターネット上に作成した。聞き取り調査によると、そこには文建会の事業に限らず、社区營造に関する全ての

情報を提供するよう義務付けられた。その結果、社区は 2002 年から 2008 年のあらゆる社区營造の関連事業を検索できるようになり、紙媒体に比べて豊富な情報を得られることになった。

しかし、第Ⅲ期以降ホームページ事業は文建会だけが管理する体制に変更されたため、他省庁の情報提供義務がなくなり、掲載される情報量が減少した。現在得られるのは、文建会の事業と他省庁の一部の事業にとどまっている。その代わり、文建会では社区營造に関する基本理念や分野別の専門家データベース、地域別の社区營造に関する基本概念、講演要旨、研究論文なども社区通で提供できるようになり、情報の種類は増加した¹⁰⁾。現在は毎月約 40 万人がアクセスする台湾最大級の社区総体營造に関する情報プラットフォームに成長した。登録されている 4795 の社区が自らの基本資料や映像記録、観光や産業、イベント、歴史文化などを管理することも可能になり、行政からの一方向的な情報提供ではなく双方が協力して管理する情報システムに変化した。

(iii) 社区營造センター

社区營造センター(以下、センター)は公設民営のシステムで、人材育成や専門家の支援、地域文化や資源を活用するネットワークの構築なども行い、持続的なまちづくりの展開を目指している³⁾。センターは第Ⅱ-B 期、專業工作團隊人才培力計画(番号 13) で初めて、民間から募集された団体、学校などを母体に 8 ヶ所でスタートした。しかし聞き取り調査によると、センターの担当範囲が県や市の行政範囲を大きく超えることから、十分なサポートが難しかったため、すべての県、市にセンターを設ける方針が打ち出され、第Ⅱ-C 期には全国で 10 のセンターが設置された。そして第Ⅲ期には、すべての県市(25 ヶ所)にセンターが置かれるようになった^{注 12)}。

V まとめ

本研究では社区総体營造政策に関する 19 事業の実施体制の変化をたどり、政策の推進に関する特徴を検討した。その結果、以下の 3 点が明らかになった。

第一に中央政府内では第Ⅱ期に省庁を横断する統合組織が設けられ、これによってそれまで主に文建会が担っていたボトムアップ型の事業の重要性を他の省庁が理解し、ノウハウの共有や統合組織による事業の監督等により、自らボトムアップ型の事業をデザインできるようになった。つまり、統合組織が社区総体營造政策の基本方針であったトップダウンからボトムアップへの転換を促す重要な役割を果たしていた。

第二に社区が事業に申請しやすくするための工夫とし

て、窓口を地方自治体だけでなく文建会にも設けた点があげられる。これにより事業への申請資格を持つ社区発展協会の数は大きく伸びた。また統合組織が存在した第Ⅱ期には事業に関する相談窓口の一本化や事業メニューの統合化が図られたことにより、社区がそれぞれのニーズに適した事業を選びやすくなるとともに、申請もしやすくなったと考えられる。

第三に支援システムの変化があげられる。社区营造を推進する支援者として軍人を訓練する事業は台湾独自の試みと言える。また社区营造に関する情報提供のホームページは当初、政府から社区への一方向的な活用形態しかなかったが、社区营造の事例が増えるにつれて社区同士が情報を検索、あるいは交換できる双方向的なプラットフォームへ変化したことも特徴と言える。

注釈

- 注 1) 社区とは徐⁵⁾によると community の訳語で、日本の“まち”とはほぼ同じ意味を持つ。ただし行政的な地理区分ではなく、むしろ伝統的なあるいは住民の主観的な認識による共同体を指す。台湾の地方自治体は県と(省轄)市、次に郷、鎮、区、(県轄)市、さらに村、里、そして鄰という4層構造で、社区は行政単位には規定されない⁴⁾。本研究では、社区総体营造事業の助成を得るために法律に基づき社区発展協会等の組織を設立した地区を社区と呼ぶ。社区発展協会の認定基準は、村や里を単位とし一定数の地域住民の要望書により申請したものとされる。ただし、複数の里で構成される場合や1つの里を分割する場合もある。
- 注 2) 文建会によると「総体」とは、社区における建築景観や生活環境、文化芸術、産業振興など多方面の課題を総合化、体系化するという意味の新しい造語である。その後、他省庁などでも始められたまちづくりに関する政策は社区营造政策と総称され、現在は社区総体营造政策との違いはあまり明確ではない。
- 注 3) 文化建設委員会は日本の文部科学省に相当する。
- 注 4) この職員は後述の統合組織で勤務した経験を持つ。
- 注 5) 社区をサポートする第三者の組織を指す。
- 注 6) ハードとソフトの両方を含む事業を指す。
- 注 7) 主任委員は文化建設委員会のトップで、政務委員は各省庁を超える、あるいは各省庁の職域に含まれていない事務を担当する委員のことである。
- 注 8) 心点子創意微選活動計画(番号11)は2001年から始まったが、2002年以降は新故郷社区营造計画(番号15)に編入されたため、第Ⅱ-A期の心点子創意微選活動計画の実施期間は1年と計算している。
- 注 9) 社区を支援するNGO等の各種団体に加え、事業の公募情報や他地域での事例などを提供する各種メディアも含めてここではシステムと表現している。

注 10) ここで文化局とは地方自治体内部の部局で、中央政府の出先機関ではない。

注 11) 事業番号19が第Ⅲ期に始まっているが、これは表1に示すように災害復興を目的とする事業であり、国民党による社区营造に関する事業とは言えない。

注 12) 県市の文化局のホームページを閲覧して確認した(2010年11月時点)。

引用文献

- 1) 曾 旭正(2007): 台湾の社區總體營造, 遠足文化出版社出版, 台北, 39-63.
- 2) 垂水英司(2008): 台湾のまちづくり(似田貝香門・大野秀敏・小泉秀樹・林 泰義・森反章夫編『まちづくりの百科事典』, 丸善株式会社, 東京, pp. 406-411.
- 3) 村田香織・吉村輝彦・渡辺俊一(2005): 台湾におけるまちづくりの人材育成・活動支援システムの特徴及び課題〜『社区营造センター』を事例として〜, 日本都市計画学会都市計画論文集, 40-3, 541-546.
- 4) 張 翠萍(2005): 台北市の「社区营造」活動における支援の実態に関する研究—台北市の「社区規劃師」制度として, 日本都市計画学会都市計画論文集, 40-3, 79-84.
- 5) 徐 震(2004): 台湾社區發展與社區營造的異同—論社區工作中微視與鉅式的兩條路線, 社區發展季刊, 107, 22-32.
- 6) 監察院(2005): 監察院公報—推動社區總體營造工作之成效與檢討專案調查研究, 監察院出版, 3-47.
- 7) 行政院主計處(1994-2011): 中央政府總預算案, <http://www.dgbas.gov.tw/>, 2011年4月25日, 2011年4月25日.
- 8) 文化建設委員會(2000): 社區總體營造獎助須知補助計畫, <http://www.cca.gov.tw/>, 2011年4月25日, 2011年4月25日.
- 9) 監察院(2005): 監察院公報—推動社區總體營造工作之成效與檢討專案調查研究, 監察院出版, 3-47.
- 10) 文化建設委員會(2010): 最小的無限大—文建會社區營造紀實, 文化建設委員會出版, 1-37.
- 11) 施 國隆(2002): 社區營造文化政策永續發展可能性之探討, 世新大學社會發展研究所碩士論文.
- 12) 文化建設委員會(2008): 新故郷社区营造第二期計画, <http://www.cca.gov.tw/>, 2011年4月25日, 2011年4月25日.
- 13) 文化建設委員會(2008): 地方文化館第二期計画, <http://www.cca.gov.tw/>, 2011年4月25日, 2011年4月25日.
- 14) 文化建設委員會(2009): 社区組織重建計畫暨專業團隊及社区陪伴計画, <http://www.cca.gov.tw/>, 2011年4月25日, 2011年4月25日.
- 15) 蘇 麗瓊, 田 基武(2004): 『新故郷社區营造計畫』與『社區營造條例草案』介紹, 社區發展季刊, 107, 5-21.
- 16) 鄭 凱方(2006): 從宜蘭縣大同鄉崙埤部落的社區营造歷程探討原住民社区营造政策的落實, 國立台灣大學建築與城鄉研究所碩士論文, 3-13.
- 17) 行政院(2005): 台灣健康社區六星計畫推動方案, <http://www.tyepb.gov.tw/>, 2011年4月25日, 2011年8月4日.

Summary: This study aims to organize the community development policy's content and policy administration system in Taiwan by Council for Cultural Affairs. We reviewed the 19 policies and outlined the common structure of all projects. And we demonstrated the common and special operation system in community development policies, and extracted the significant elements in policy's administration. Finally, we clarified the three changes in Taiwan's community development policy: 1) The integration of the ministries and government offices. 2) The application system for community development associations. 3) The support system for bodies, such as NGO, to help CDAs (community development association).

キーワード: 社区総体营造(Community development), 政策(Policy), 台湾(Taiwan), 文化建設委員会(Council for Cultural Affairs)

(2011年5月21日 受付)

(2011年9月17日 受理)